



3 番	山 田	充	4 番	山 田	裕 康
5 番	野 瀬	欣 廣	6 番	阪 東	佐智男
7 番	丸 山	恵 二	8 番	木 村	修
9 番	建 部	孝 夫	10 番	西 澤	伸 明
11 番	宮 寄	光 一			

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬	喜久男	教 育 長	青 山	繁
総務課長	中 川	雅 博	教 育 次 長	福 原	猛
会計管理者	丸 澤	俊 之	学校教育課長	寺 田	喜 生
税 務 課 長	大 野	けい子	社会教育課参事	上 田	真 司
企画監理課長	熊 谷	裕 二	産 業 課 長	西 村	克 英
住民人権課長	宮 川	哲 郎	建設水道課長	村 岸	勉
保健福祉課長	中 村	康 之	総務課主幹	岩 瀬	龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋 本	浩 美	書 記	山 脇	理 恵
------	-----	-----	-----	-----	-----

(午前 9時45分 開会)

○宮寄議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和4年3月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 木村議員、9番 建部議員を指名します。  
町長。

○野瀬町長 本日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

本日、追加提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第29号は、令和3年度一般会計補正予算(第9号)で、126万2,000円を減額いたし、補正予算後の予算総額を42億8,226万3,000円とするものであります。

補正項目といたしまして、歳入では、県支出金で強い農業・担い手づくり総合支援交付金35万円を増額いたし、繰入金で財政調整基金繰入金161万2,000円を減額するものであります。歳出では、環境衛生費で彦根愛知犬上広域行政組合負担金(斎場分)として26万2,000円、農林水産業費で強い農業・担い手づくり総合支援補助金35万円を増額いたし、塵芥処理費で彦根愛知犬上広域行政組合負担金(投棄場分)72万6,000円、広域ごみ処理施設建設推進室運営負担金12万6,000円、彦根愛知犬上広域行政組合中継施設管理運営負担金102万2,000円をそれぞれ減額いたすものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○宮寄議長 次に、日程第2 発議第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第2号。

令和4年3月23日。

甲良町議会議長 宮寄光一様。

提出者 甲良町議会議員、建部孝夫。

賛成者 西澤伸明、木村修、丸山恵二、阪東佐智男、野瀬欣廣、山田裕康、山田充、岡田隆行、小森正彦。

甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

○宮崎議長 本案について、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 発議第2号につきまして、提案説明を申し上げます。

まず、この福祉医療費の助成条例の一部改正につきましては、皆さんとの協議の後、ありました予算の修正案に18歳、高校世代の医療費を無料化にするということをございました。予算が先に行くわけにはいきません。それ以前にこの条例の改正が必要になりましたので、即今、この発議第2号を提出したものでございます。

内容でございますが、18歳以下の医療費の無料化は懸案でありました。やっとうして皆さんに提案させていただく運びになりました。小学生の次に高校生世代を加えるというところでございます。その高校生世代というのは、第2条の2号にこのように掲げていますが、2の2として、これは2号の第2ということですが、「高校生世代とは15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者で18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう」というふうに定義されております。

そういったことで今回は高校生世代を追加するというので、附則のところ、施行期日でございます。この条例は令和4年4月1日から施行するというのでございまして、経過措置といたしまして、改正後の甲良町福祉医療費助成条例の規定はこの条例の施行の日以後の医療について適用し、同日前の医療については、なお従前の例によるということ、実質、実施というか、適用はされて、その行為が行われるのが、若干、事務的に遅れていても、4月1日に遡って支給するという経過措置でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

高校卒業までの医療費の無料化、県下では豊郷町が先行して実施をして、もう数年を超えていると思います。それで、県下の中での実施は2番目だということに思いますが、そういう点では、全国的に見ても高校卒業までの医療費の無料化は幾つかあるんですけども、県下で2番目にこれを名のり出た

という点では大変大きな子育て応援、そして、子どもを大事にしているというメッセージを送る上では大事な施策、重要な施策だと思います。

もう一つ、やはり強調したいのは、全議員がそろってこの条例を提出できるようになったという、そういう到達の点で私は歓迎をするものですし、感慨深いものがあります。

私も高校卒業までの医療費の無料化は一般質問で何度か取り上げてまいりました。町の姿勢は、財政面から見てというように考えての答弁が多かったと思いますけども、やはり甲良町が人口の激減をしていく、それに抗して、子どもを産み育てて、住みやすい、そういうまちを発信していく上での、それだけではありませんけども、大事な施策だと思います。予算的には400万を超えない、以下でいけるというように思いますし、乳幼児、それから小学生、中学生、その罹病率から見ても少ないというように思いますし、けがをされる高校生についても、それから、やはり一番大事なものは、広報こうらにも出ていましたけども、虫歯ですね。歯の維持管理、お金の心配なく治療ができる。これは8020、80歳まで20本の歯を残そうと、歯は24本ですけども、そういう取組の後押しをする土台になっていくというように思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第2号は可決されました。

次に、日程第3 議案第10号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第10号は可決されました。

それでは、議案第11号の討論、採決の前に、建部議員から甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例に対する修正案が提出されていますので、これを議題とします。

発議第3号について、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 長寿祝金条例の一部改正ですが、改正というよりか修正案になります。

これにつきましては、町の方から、このたび、長寿祝金条例の一部改正が提出されました。その一部改正の内容は、今まで長寿祝金として給付していた内容から88歳、そして99歳、100歳を超えた方の祝金を廃止する、削除するという改正案であります。これに対して私どもは、せめて88歳は残しておこうと。88歳、米寿の祝いであります。この米寿が長寿社会というか、長寿への入口というか、そこが通過点だと。非常に重要な長寿への88歳、米寿の祝いであり、これを切り捨てることはできないということで、その条例に対しての修正を出すものでございます。

本文でございますが、「第2条中、「満年齢88歳、満年齢99歳及び」及び「以上」を削り、「有し、かつ、居住している者」を「有する者」に改める。」これが町の提案であります。それを、「第2条中、「満年齢99歳」を削り、「満年齢100歳以上」を「満年齢100歳」に、「有し、かつ、居住している者」を「有する者」に改める。」に改める。ということは、町の提案から88歳を残すという修正の案でございます。

以上、よろしく願います。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第11号及び発議第3号について、併せて討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

原案は、やはり88歳を削ってしまうという点で大変冷酷だというように私は思います。というのは、他の予算との比較で見ても、40万、50万以下の金額です。それを削る。確かに99歳は100歳に到達する1年前です。それから、100歳に到達してから1年ごと、101歳からずっとお祝い金を支給するというのも考えものだというように思います。町の統計で見ます

と、65歳以上の方は2月1日現在で2,265人ですよね。これが88歳で7人、8人になっちゃう、つまり10人以下になるわけです。そういう点では非常に貴重な健康保持をして努力をされてきた本人さんでありますし、それから、それを支える家族、そして、福祉関係や介護関係の職員さんの努力のたまものだと思います。それを社会的にお祝いする。単にお祝い金を渡すということになりますけども、100歳の方を町長が訪問をして、非常にこやかに懇談をしている写真が広報に1枚載っていますけども、その広報を見て、社会全体が、町民全体がよかったねとほほ笑む、そういう場面もあります。そういう点では、88歳を残すという修正案、大変いい提案だと思いますし、それから、99歳と101歳から連続しての祝い金を廃止するというのは町民的には理解が得やすいように思いますので、修正案に賛成、原案には反対という立場の意見を言わせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決します。

お諮りします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第11号 甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例の原案について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第12号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第6 議案第13号 和解につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これは和解という形で誰と和解をするのか、中身、和解の条項を見ましても、3人が話し合っ、町に迷惑をかけた分、分担をしようという金額の和解となっています。

しかし、これ、元々は、1年間、出すべきもの、本人に通知をすべきものを怠ったために迷惑をかけて、判決で10万円の支払いを命じられた町敗訴の判決です。それに対する補填をしようというわけですが、あくまで行政行為の中で現れたミスでありますし、損害であります。2人の課長職の方がその対象になっています。もう1人は町長が5万幾ら、利息分も払うというような中身になっていますけども、元々は、先ほども言いました行政行為の中で出てきたやつですから、その不祥事はしかるべき懲戒処分に準じて減額ないしは何らかの処分がされてしかるべきであります。そういう点では、筋を通して、やはりやるべきで、2人から申出があったというのを町長は、再三、説明していますけども、それ自体を町長はお断りして、きちんと処分をする問題です。町職員の中の規律を守るという点では、町長、それから総務課長、もう一人の課長、課長職は町の幹部ですから、そういう筋を通した処分方法をしてもらうというのが筋だと思いますので、私は原案の和解条項に反対をしたいと思えますし、元々これは本人の申出で、損害を与えたということを深く反省し、補填をしようという気持ちは受け止めたいわけですが、和解の条項として出してくること自体は間違いだと思いますので、反対をします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

起立がございません。

よって、議案第13号は否決されました。

次に、日程第7 議案第19号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案第19号、20号、21号、共通して補正予算の範囲、しかも年度末を控えて、決算整理の内容を含んでいますので賛成とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第8 議案第20号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第9 議案第21号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、日程第10 議案第18号から日程第17 議案第28号までを一括議題とします。

各議案については予算決算常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

山田裕康委員長。

○山田裕康予算決算常任委員会委員長 報告書を読み上げます。

令和4年3月23日。

甲良町議会議長 宮崎光一様。

予算決算常任委員会委員長 山田裕康。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1 審査結果。

議案第18号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第8号)、原案可決。

議案第22号 令和4年度甲良町一般会計予算、原案否決。

議案第23号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第24号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号 令和4年度甲良町下水道事業会計予算、原案可決。

議案第28号 令和4年度甲良町水道事業会計予算、原案可決。

2、審査経過。

議案第18号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

損害賠償請求事件の支出が補正予算にはないが、どこで計上しているのかとの問いに、賠償金及びその遅延損害金については顧問弁護士への預け金として処理しており、令和3年度当初予算の総務費の弁護士委託料で計上して

いるとのことであった。補正予算の減額が2億円を超えるが、次年度へ送った事業やコロナの中で収入が落ちた方に、全体に行きわたる施策など、当初予算の編成での計画はどうであったのかとの問いに、補正予算は年度内執行見通しの不用額の計上と除雪費用1億円の捻出である。新年度予算では、繰越事業もあるので、事業執行は計画的に行っていく。また、一般財源でのコロナ給付事業については予算化しておらず、行わない方針であるが、コロナの地方創生臨時交付金の令和4年度分の事業については、今後、精査をしていきたいとのことであった。人事配置ができなかった、地域総合センターに地域の活性のために職員を配置したが、すぐになくなったことなどの反省点はどの問いに、令和4年度予算編成では人件費削減には至っていない。職員それぞれが能力を発揮して住民のために仕事をするよう、職員の資質向上をめざし、限られた人員であるが、中身を充実させていきたいとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第22号 令和4年度甲良町一般会計予算、歳入の部。

基金繰入金の目的基金について使い方の説明をとの問いに、基金にはそれぞれ条例があるので、その条例に適合したら使える。実務として今まであまり崩したことはないが、予算要求でこの基金に充てるという内容であれば予算措置していくとのことであった。財政調整基金は約5,900万円の繰入れで、安易に使わないという町長の方針だが、教育、福祉、医療、中小企業を支援するため繰入れを増やしてもいいと考える。どのような議論や采配があったのかとの問いに、今まで財政調整基金に頼り過ぎていた。目的基金ごとに条例があるので、残高を見ながら充てられるものは充てるが、原資が崩れないよう、積立ても視野に入れていきたいとのことであった。財産売払収入の不動産売払収入118万円について、どの場所かとの問いに、入札予定の分であるとのことであった。残地については処分をして税金に換える方向で行くべきだ。土地の評価は、不動産鑑定士などに依頼するなどの無駄なお金を使わずに町独自で処分すべきだと考えるがどうかとの問いに、固定資産税の評価替えがあるので、100平方メートル以内は基準点が一番近い金額の8割で、随意契約で進めていく予定であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の弁護士業務委託483万1,000円は昨年比で4倍の金額だが、内容はどの問いに、元職員2名分の訴訟の弁護士費用であるとのことであった。総務管理費の町営林管理調査業務委託331万円は大滝山林組合へ委託するものか。町営林委員報酬6万円について新年度はどうなるかとの

問いに、大滝山林組合に業務を委託しているが、令和3年度は雪のため事業が進んでいないので補正で減額し、その続きの費用である。町営林委員は今年度も委嘱しているとのことであった。総務管理費の実態調査業務委託169万円について、滋賀県内の大学でも地域データの分析などができる。効果がないのものはいったん保留するべき。町民に活かされていない。町側のマネジメントが足りないのではとの問いに、費用対効果については検証する必要がある。この調査が町に活かされないと駄目だと思っているとのことであった。社会福祉費の高齢者介護用品支給事業委託652万円のおむつ代の補助について、要介護度で排便・排尿の差はないと考えるので、補助額を区分けする必要があるのかとの問いに、事例では要介護度が低い人でも排尿に手間がかかる人もいるが、施策としては、要介護3以上の人は重度であり、介護が大変であるということで金額の差があるとのことであった。社会福祉費で、去年は計上されていた人工透析患者のガソリン補助がないが、理由はどの問いに、予算削減のため制度廃止によるものであるとのことであった。他町にない有意義な制度を削減する背景は何かとの問いに、各課削減の後、トップ査定で事業確認した事業の1つで、制度廃止をしたものであるとのことであった。商工費の町観光協会補助金が500万円から250万円になったが、なぜかとの問いに、50万円は顕彰会等6団体への助成金で、200万円が人件費である。現在、事務局長が不在であり、産業課長が兼務をしているので、事務局長の募集をし、観光協会の運営方針を立て、組織強化を図るためのものである。減額は、令和4年度はイベントを開催しないため、その分であるとのことであった。土木管理費の現場技術員業務委託900万円について、技術員は町職員で置くべきだ。その計画はあるのかとの問いに、土木職の職員は募集しても来ない。職員を県の技術センターの講習に派遣して技術養成を同時に行っているが、当面、この制度と併用してやっていきたいとのことであった。小学校費の各種委員報償が東西小学校で金額に差があるのはなぜかとの問いに、西小学校はコミュニティースクールに係る地域コーディネーターを先に開始するため、その報償の計上であるとのことであった。社会教育費の史跡等保存管理計画策定委託256万3,000円は、その計画をつくって何に活かすのかとの問いに、環境の維持管理をするための整備計画であり、どのような工事を行っていくのか、取組をするのかを決めて、その後、庭園の修繕等を行うとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第23号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

滞納が累積している中で原因と課題にどう向き合うのかの問いに、平成27年から滋賀県と愛知犬上3町で共同徴収を行っているので、引き続き滞納

整理を行っていくとのことであった。国民健康保険税の一本化について、都市部に合わせるとなると高くなるが、今後どのように推移していくのかの問いに、令和6年以降の早い時期に県内全ての市町が統一化をめざしていて、本町や豊郷町では保険料率は低いので、統一化すると保険料率は上がる見込みである。全体のバランスを見ながら、一気に引上げとならないよう、令和4年度に関しては、資産割の廃止に向けて半分程度引き下げ、その分を所得割に割り振る税率改正をする予定とのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第24号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

特に質疑はなかった。

議案第25号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

週に1回行われている認知症カフェ、カフェよって亭は認知症の有無に関係なく行くことができるのかとの問いに、認知症の診断を受けていない方、疑いのある方、予防していきたい方、どなたでも来ていただけるとのことであった。健康づくりについて、草津市では健幸ポイント制度という取組がある。本町でもポイントを付加させる仕組みをつくって、町内事業者の活性化にもつなげていってはとの問いに、ポイント制度というのは今すぐにできないが、近隣の状況等を確認して検討していきたいとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第26号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

特に質疑はなかった。

議案第27号 令和4年度甲良町下水道事業会計予算。

新規事業の地震対策計画策定委託について、業者に委託せず、職員で計画できないかとの問いに、南海トラフ地震を想定しているものであり、専門知識を持った人が必要であるとのこと、また、委託料の1,000万円は令和4年から5年の2カ年での予算かとの問いに、令和4年に1,000万円の予算であり、令和5年には400万円ほど必要とのことであった。水洗化率について、水洗化の未整備の状況と、水洗化の補助制度はまだあるのかとの問いに、下水道の面整備はほぼ完了しているとのこと。基本的に下水道を整備してから3年以内に接続していただくこととなっている。生活保護世帯については現在も継続して水洗化の補助金を予算化しているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第28号 令和4年度甲良町水道事業会計予算。

不正取水疑惑について、令和4年度の対応の方針はとの問いに、引き続き、メーター交換時に確認をしていくとのことであった。不審な点等があれば検査を行う体制であるとのことであった。

以上、報告します。

○宮崎議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第18号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第8号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この議案、8号補正は約2億4,000万円の減額補正です。やむを得ない事情も中にはあります。100万以上の減額一覧表を出していただきました。その多くが当初予算計上誤りや見込み間違い、人事の不調、それから、2年間の計画が令和2年度で終了したなどの理由で未執行や執行残などの項目であり、来年度予算と合わせて、町民の暮らしとなりわい、農業振興など町民が希望する予算に振り向けるという視点がなかったのか。委員長報告の中にもありますけども、大変残念に思います。1つでも2つでも、コロナ禍で苦勞をしている町民、小・零細事業者、建設業者への町民応援策を打ち出してほしいと思いました。

よって、補正予算でありますけども、そういう手当てがありませんので反対討論とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第18号は可決されました。

それでは、議案第22号の討論、採決の前に、建部議員から令和4年度甲良町一般会計予算に対する修正案が提出されていますので、これを議題とします。

発議第4号について、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 それでは、令和4年度の甲良町一般会計予算に対する修正案の提

案をさせていただきます。

この修正案は、私以下、全議員が賛成者でございます。

まず、1ページをお願いします。

今回の修正案でございますが、歳入の部では繰入金の基金繰入金を充当する予定でございますが、37億690万4,000円に2,915万円を追加いたしましたので37億3,605万4,000円といたすものでございます。

歳出につきましては、総務費では330万円の減額、民生費では597万円の増額、衛生費につきましては148万円の増額、土木費につきましては、道路橋梁費で1,480万円、住宅費で1,000万円の増額、教育費につきましては20万円の増額で、合計2,915万円の増額修正となります。

細かい内容、内訳でございますが、事項別明細の3ページをお願いします。

ここでは、歳入で繰入金、基金繰入金の内訳が出ています。その内訳は、財政調整基金の繰入金で3,084万円の増額、ふるさと基金繰入金では169万円の減額、合わせて2,915万円の増額修正でございます。

次に、4ページの歳出の内容でございますが、事前にと、今日お配りいたしました提案理由の内容も、双方、お目通し願いたいと思います。

まず、今回の私の提案理由の骨子。町民に寄り添い、町民の暮らしを応援するあったか行政をめざして福祉と教育の充実を図ることが肝要である。とりわけ母子福祉、老人福祉、子どもの教育予算はむやみに減らすべきではないということから、10項目にわたっての修正でございます。

まず、総務費、一般管理費、委託料の弁護士業務委託でございます。483万1,000円を計上していましたが、161万円、原案の約3分の1を減額して322万1,000円といたします。その理由は、役場行政で処理できることまで安易に弁護士に依頼すべきではない。弁護士に依頼するときは、事件の内容を含めて、事前に議会との協議を求めるものでございます。この理由は、後で出てきました住宅管理費とか住宅新築資金等貸付事業費でも見ている弁護士業務委託も、安易に弁護士委託がないように、予算は減額はしていませんが、同様の扱いで議会との事前協議を求めます。

2つ目に企画費でございますが、委託料の実態調査の業務委託169万円を全額削除する。そのことにつきましては、まず、実態調査としてののていをなしていない。それは何か。アンケート調査の対象者が非常に曖昧というか、実態調査ごとにアンケートをやっているんですが、その対象者や、また、その回答が、非常に妥当性なり信憑性に欠けるといふところがあります。また、甲良町における実態を把握するのに、正確性なり信憑性が疑われます。一番の問題は調査結果の考察にあるんですが、内容が偏見、非常に差別的な言辞でもって見解が述べられている、そういうところに疑問があります。いずれ

にしても、この事業、町政に何ら反映されていない、活かされていない。すなわち投資効果がゼロ以下であります。

5 ページ、3 つ目の社会福祉総務費、負補交の身障者・人工透析患者の自動車ガソリン費補助 20 万円の復活でございますが、その理由は、身体障害の中でも人工透析を受ける患者の精神的・肉体的苦痛、負担がいかに大きいのか。その患者の僅か通院に使う自動車のガソリン代の補助を全削する、そんなことはできません。よって、前年度同額を見ました。

4 つ目、社会福祉総務費、扶助費の福祉医療費（町単分）1, 488 万円を、400 万円追加いたしましたして1, 888 万円にしたのは、高校世代、18 歳までの医療費を無料化したものでございます。その理由は数年来の懸案であります。豊郷町は平成 26 年から実施しており、あの大きい東京都は令和 5 年から全都で実施するという。また、18 歳以下の医療費無料化は全国的にも、大幅にはないんですが、少しずつ増えてきております。

5 番目の老人福祉費、報償費の長寿祝金 30 万円に 47 万円、これは 47 人分ですが、追加して 77 万円といたすものでございます。理由は、予算には満 100 歳分 30 万円、これは 3 人分しか見ていない。でも、満 88 歳は米寿として世間一般に広く祝いがされており、今や長寿への登竜門、入口とも言われています。よって、88 歳も町を挙げてお祝いすることに、復活しました。中には誰にも祝われることなく、ひっそりと寂しく米寿を迎えるお年寄りもおられることを認識しておかなければなりません。

6 つ目は家庭支援事業費、負補交の甲良町子育て応援金 250 万円に 130 万円を追加して 380 万円といたすものでございます。その理由は、人口減少対策の主要な施策として、出産を奨励し、支援をするもので、出産祝金の増額と多子出産の奨励として多子加算金をつけるというところで、第 1 子出産の場合、3 万円掛ける 20 人、第 2 子、5 万円掛ける 8 人、第 3 子以上、10 万円掛ける 4 人、計 32 人分 140 万円、また、子育て応援金は、現在 2 万円ですが、追加 1 万円の 3 万円とし、満 1 歳 30 人、満 2 歳 20 人、満 3 歳 30 人の計 80 人分を 240 万円見るものでございます。

7 番目の予防費、委託料の予防接種委託 1, 907 万 9, 000 円に 148 万円を追加して 2, 055 万 9, 000 円といたすものでございます。その理由は、65 歳以上の老人のインフルエンザ予防接種の自己負担金を 1, 000 円の倍額 2, 000 円にする予算でありました。しかし、老人にとって倍額の負担は非常に大きい。自己負担は今までどおりの 1, 000 円とするという予算でございます。隣の多賀町や豊郷町は 1, 000 円のままでいられるということでございます。

次、6 ページ、8 番の土木費、道路橋梁費、工事請負費の道路維持補修に

1, 600万の予算が見られていましたが、1, 480万円を追加して3, 080万円とするものでございます。コロナ禍にあつて、建設業者の経済回復支援事業として、令和2年、令和3年、それぞれ予算を見てきました。令和4年にはその予算が見られていません。よって、令和3年の予算額の80%、1, 480万円を追加したものでございます。

次、9番目です。住宅管理費、負補交において、住宅自然災害支援金1, 000万円を計上しました。その理由は、年末の大雪で住宅の屋根、ひさし、といなど、大きな被害を受けたお宅は250数件あったと言われています。甲良町の全戸数2, 500戸の約10分の1に当たるおうちが被害を被りました。そのお宅に対して災害への支援金を給付したいものでございます。

なお、今回は大雪に関してですが、今後、台風、地震などの自然災害も適用すべきだと思っています。ただ、火災については、これは別途に検討する必要があります。

これが政治なんです。町民の10分の1のおうちにこういった被害が出ている。そのものの救援、支援こそがまさに政治です。その例として、被害額10万円以下は免責、10万円から30万円までは1万円の支援金、30万から50万までの被害には3万円、50万から100万までは5万円、100万から200万までは10万円、200万円以上の場合、20万円の支援金とする。これは例え、例の1つであります。

次、10番目です。7ページになります。教育費、社会体育費の負補交の青少年育成事業補助金60万円に20万円を追加して、前年度と同額の80万円とするものでございます。これは主にスポーツ少年団等の育成に入っているんですが、その育成は非常に肝要であります。多くの町民が関わっていますし、スポ少の育成、さらに推進、発展させることに増額こそあれ減額は許されない、そういう状況であります。

最後に、子育て・非課税世帯等を除く世帯への臨時支援給付金5万円、これはずっと以前から提案をしていた内容でございますが、その内容についてはしばらく様子を見ていこう、そして、その様子を見た状況によって、適当な額、補正予算対応で協議をしていこうということ。2つ目に、満88歳の長寿祝金1万円については、中には100歳の分を減らしてでも88歳の米寿はもっと金額を上げるべきだという議員さんもおられました。そういうことで、88歳については、できたら来年には2ないし3万円にされたいと。3つ目に、出産祝い金、子育て応援金は2年後には増額を図りたい。その案として、第1子5万円、第2子10万円、第3子以上各15万円、応援金は就学前の1歳誕生日から6歳誕生日までの間、年5万円とする検討をされたいものです。

以上、今回の町から出されました予算案に対する修正案として提案をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この提案理由のところで6番と9番、支給をする上で要綱などが必要です。その要綱について、行政が怠ることなく作成をしていく必要があります。従来ですと、予算化ができて、例えば以前ありました住宅リフォーム制度の予算化がされて、要綱などの作成が遅れたということがありますので、提案者としてはそういう作業を怠りなく進めてほしいというように思われていますが、見解を説明、お願いしたいと思います。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 お答えをいたします。

家庭支援事業費については増額でございます。今までやってきていたものに額が増額される。ただ、私はその運用については、例えば実際に実施する場合、第1子の出産、2子の出産、3子の出産、それぞれに単にお金だけを通帳に入れる作業だけでなしに、そこに行政からの温かい文章を添えて、1子のとき、2子のとき、おめでとうございます、そして、その子どもの健やかな成長をお祈りしますとか、町民への、触れ合う、そういう文章をつけて決定通知を出す。また、子育て応援についても、1歳の誕生日、2歳の誕生日それぞれにその子の成長を願う文面をつけて、その家庭に支援をしていく、そういうあったか行政をめざしてほしいという思いがあります。

そして、9番につきまして、これは既に多賀町が早々と条例をつくって実施されております。多賀町も同じ上限が20万円で運用をやっているんですが、これについてどういう形で実施していくかというのは、議会の方も、当然、行政と、これこそ協議を進めて1つのものをつくっていききたい。ですから、当然、議会の意見もその運用の中には入れていただく。

特に多賀町の場合、実はその支援の給付金の条件として、仮に100万円の被害があった、そして、ある期間というか、例えば農協さんの共済に入っておられる方もいますし、最近滋賀県の共済もそういう建物共済的な保険がありますが、そういったところから補填がされた場合は、その補填分を差し引いた金額で多賀町は支援されています。でも、私はそれは反対なんです。その理由は、それぞれが農協なり県民共済で掛金をしているんです。例えばの例、私ですと、県民共済に建物共済、4万7,000円ずつ毎年払っているんです。こういう災害は10年に1回あるか、30年に1回か、いつ災害があるか分かりません。でも、その間ずっと、そういった方は農協なり県民共済なりに掛金を掛けている。それが10年後、20年後にそういう災害が

あって、そして、20万頂く、30万の給付を受ける。むしろ掛金の方が高い場合が多い。掛けたのに、言わば全く被害がないために補償されないということももちろんありますが、そういった方はそういう掛金をして、そこから給付を受けている。その分を差し引いて町が給付するというのは全く反対なんです。だから、そういうことのないような運用の仕方というのを、やはり当局は議会と十分相談をして、協議をして実施されるべきだというふうに私も思います。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第22号及び発議第4号について、併せて討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 今、いろいろ説明していただいて、これは全員の議員でいろいろ話し合った結果、こういう修正案になった次第でございます。合計から言いますと2,915万円の増になるわけですけど、私は委員会的时候にもちよっと質問したことがあるんですが、トータルで約37億の令和4年度一般会計を出されました。37億前後という年も、ここ10年ほどを取りますと何回かあったような金額だと思います。だから、これに対して、なぜ緊急、いわゆる財政危機なのかというふうにちよっと思いますので、この発議は、最低この部分は認めていただきたい、増になるんですけど、認めていただきたいという思いで賛成討論とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番西澤です。

まず、町長提出の原案に反対をし、修正案に賛成の立場で意見表明をさせていただきます。

昨年来より、コロナ関連の住民支援事業の策定にあたって、野瀬町長は、個人施策は、今後、新規に実施しないと表明されてきました。私は、町民にとって大変危うい方針だと批判してまいりましたが、今回、町民には負担を押しつけて希望を奪う、明確な形で表れた原案となりました。象徴的な項目はインフルエンザ予防接種自己負担を1,000円から2,000円に引き上げ、透析患者さんの交通費補助を全面削除したことであります。削減額にして、インフルエンザは173万6,000円、透析患者さんの交通費補助は20万円、長寿祝金は100歳だけを残して、88歳も含め廃止するという、冷酷無比と私は言わざるを得ません。

その一方で、実態調査業務委託として東京農工大の委託研究費に169万円を計上しています。長年、継続しているにもかかわらず、町長も認めているように成果が見えない。それどころか、町政課題とどう連携し、何を目的にしているのかさえ明確ではない。その上、全てを悪くは言いませんけども、大都会の大学の教授、学生が日常的に私たちと交流があるわけではありません。甲良町政の困難さ、町民の深いところでの理解をしようとしているのか、甚だ疑問に思わざるを得ません。そういう事業に漫然と予算計上する発想は理解し難いと言う以外にありません。

また、弁護士委託を多用し、480万円も計上しております。町政業務で生じた町民のトラブルは、まず、町民の意見、言い分をよく聞くこと、十分に話し合っ解決の糸口をお互い見つけ出す信頼関係が何よりも大切です。強制的な手続に着手する場合でも、行政職員が行えることは幾つもあります。

それ以外でも、運動公園のナイター使用中止を検討中としており、文化・スポーツの振興という観点が欠けているのではと思います。

尼子駅管理の縮小も、甲良町の玄関口であり、充実させる方向にこそ必要で、その管理に当たる方たちの収入を削減することにもなります。

原案で削減した予算項目の中にはラッピングタクシーのように単なるにぎやかしとしか思えない項目もありますが、町民の福祉や暮らし応援になる項目は増額こそ必要だと思います。そして、重大なのは、町長自らトップ査定で最終的に編成したと説明し、成果の検証や町民の願いを十分検討したのか、疑いたくなります。

よって、原案は、3月7日付「令和4年度予算編成と行政運営について」と題する書面に記されているように、誰もが安心して住み続けられるまち、子育て応援充実で人口激減を克服するという大切な方針、これらは野瀬町長自ら唱えてきた施策を全くと言っていいほど無視している面でも、個々の事業の内容でも否決が相当だと考えます。

原案に代わって、全議員が協議をし、建部議員提出の修正予算案は、弱者切捨て、町民の暮らしや命、健康をないがしろにしたインフルエンザ予防接種自己負担の2倍化、透析患者さんの交通費補助の全面廃止などの原案を克服する基本を示していると考えます。

さらに、子どもさんの医療費無料化を高校卒業まで拡充すること、これにはシステム改修などの補正予算が必要ですので、後の議会での補正予算の対応をぜひ求めたいと思います。出産祝金、子育て応援金の多子加算の考え方を導入した拡充は、出産、子育てを重視していることを示す1つの視点となる大事な施策であります。子どもの健やかな成長を応援するまちというメッセージを発信することを大いに期待したいと思います。

住宅災害見舞金の予算化は、今年度、大雪に見舞われた、軒先の破損など被害に活用できるほか、今後、台風・地震などの自然災害被害に見舞われた場合、費用の一部を支援することにもなり、少ないながらも町民の苦難に寄り添う予算となるものだと確信します。

予算修正案の理由の8番に関わって、建設業者への支援の有効な1つに住宅リフォーム補助制度の復活を求めたいと思います。そして、直接支援、つまり借入利息、家賃、リース代、事業用償却資産に対する固定資産税、人件費など固定経費に対応する補助や減免も歓迎される支援策です。工事発注は小・零細建設業者にも広く行き渡るように、若干の経費がかかる場合もありますが、分離・分割発注を採用していただきたいと切に思います。

今後、コロナ禍で困難を抱えた人々を人的な線引きで分断する政府の支援に抗して、子育て・非課税世帯以外の家庭に給付するコロナ禍支援金の実現を強く願っています。それで、議員の協議では、当初予算では見送り、町民要望を聞きながら実施の方向で十分検討することとなり、この合意を私は尊重したいと思います。

また、人権を冠した事業で、例えば部落解放をめざす町民のつどい、ほか各種の研修は特定の価値観を押しつけるおそれがあり、憲法に保障された思想・信条、心の自由をしぼるものになりかねず、甲良町が、当たり前誰もが平等に暮らせるまちになる上で速やかに廃止しなければならないと考えます。人権尊重という理念は、人々の心の在り方に的を絞り、矮小化して問題にするのではなく、憲法を実際の政治、行政、施策に為政者が活かす責務を指すものだと思います。

収入の安定的な確保について意見を述べます。

本町においては、何よりも人口増加によることが望まれ、家屋などの新築、設備投資などにより固定資産税の収入増が期待できます。個人事業主、農業従事者、生産者の所得が安定する施策の展開が必要です。公平・公正な税務行政で、賦課された税等が不透明で安易な不納欠損処理によって収入が消滅してしまうという事態は厳に起こしてはなりません。私の手持ちの資料で、過去7年間の決算で約1億3,800万円を超える不納欠損処理がされています。財政危機宣言を発する反面で、こんな事態は町民に理解されないでしょう。厳正な税管理、運用を改めて強く求めたいと思います。

昨日、国会で22年度新予算が成立しました。国民泣かせの大軍拡をさらに進めるものとして、我が党は反対討論を行いました。今回の議員提案の修正予算は、小さいながら、国の悪政の防波堤となって住民の暮らしを応援する画期的なものだと思いますし、全議員がそこに到達して合意をしたというのを大変高く私は評価しますし、喜んでおります。

以上、賛成討論を終わります。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 私は、やっぱり予算というものは町民の今後を考えなければ  
ならないと感じておりますので、修正案に賛成いたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決します。

お諮りします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第4号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第22号 令和4年度一般会  
計予算について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決するこ  
とに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計予算につい  
て、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 反対の理由を述べます。

滋賀県一本で保険事業者となることでパイが大きくなるものの、国民皆保  
険という理念に対する国の責務がますます軽んじられる傾向にあります。国  
保税の負担そのものが庶民の暮らしを圧迫している現状があります。

2つ目に、滞納者に対するペナルティーの強化のみが強調されて、所得に  
対する負担割合が非常に高い問題を、国も県も真剣に改善を図ろうとしてい  
ないことがあります。

3つ目は、健康推進事業を推進させようとするればするほど、つまり国保会  
計によって健康推進を進めようとするればするほど国保会計が苦しくなること

があります。そういう点で改善を求めて反対討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、議案第24号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 これは甲良町の責任ではありませんけども、制度そのものをつくったときに、75歳以上、つまり罹病率の高い人を保険対象にし、保険料も、それから治療方法も異なる体系です。そういう点で高齢者を差別する中身となっていますので、賛成できないことを表明させていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第24号は可決されました。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第25号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計予算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 介護保険特別会計の討論をさせていただきます。

政府がケア労働の充実をおろそかにしている状況下で、介護の現場では様々な分野で大変な努力、献身をいただいていることに改めて感謝を申し上げたいと思います。

要支援・要介護認定者の年齢層の分布が提出されました。そこには、認定者総数の443人のうち85歳以上が236人で53%、80歳から84歳が79人で約18%、75歳から79歳が69人で15.5%、70歳から74歳が36人で約8%、65歳から69歳が11人で2.4%という状況です。

80歳を超えると体の機能がうんと衰えてくるわけで、80歳を迎えるまで、いかに健康で暮らせることが大事かというのがこの数値からも読み取れると思います。

介護をできる限り必要とせず高齢期を迎えるには、食事、運動、睡眠などの管理、環境整備が大切だと言われています。行政において、介護保険会計で充実させようとするれば、制度の枠組みから、限界があると思います。私は、介護保険事業の手当てではなく、一般施策の事業、つまり赤ちゃんのときから幼少期、青年期、成人と、食事、栄養、運動、睡眠、そして8020運動のように歯の健康も含め、総合的、トータルの健康推進の施策の展開こそが必要であることを改めて感じるものであります。その方向に甲良町が進んでいくことを願っていますし、介護保険料そのものが高過ぎるという1点で反対討論とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、議案第26号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、議案第27号 令和4年度甲良町下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、議案第28号 令和4年度甲良町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 水道事業は町民の皆さんの健康保持に対して大事な役割を果たしています。法律で技術管理者の設置を義務づけていますが、その配置がありません。速やかに来年度、令和4年度からの配置を求めていきたいと思えますし、それから、不正取水、盗水の疑惑でずっと揺れていました。その点でも、回答にもありますように、不正取水がないかどうか、メーター交換に従って点検をしていくということですから、盗水疑惑が完全に晴れたということが町全体として宣言できる取組を、令和4年度の事業としても、ぜひ、展開をしていただきたいことを表明して、賛成討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第18 議案第29号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第29号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第9号)。

上記の議案を提出する。

令和4年3月23日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第29号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第9号)です。

予算書の裏面をお願いいたします。

まず、歳入歳出からそれぞれ126万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,226万3,000円にするものがあります。

繰越明許費については第2表で説明いたします。

次のページ、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入の部。

15款 県支出金、補正額35万円、18款 繰入金161万2,000円の減額。歳入合計が126万2,000円の減額であります。

次のページをお願いいたします。

歳出の部です。

4款 衛生費、補正額161万2,000円の減額、6款 農林水産業費35万円。歳出合計は歳入合計と同額です。

次のページ、第2表、繰越明許費の補正であります。

まず、追加で2款 総務費、1項 総務管理費、事業名が電子計算管理事業で金額が660万円です。3款 民生費、1項 社会福祉費、事業名が子育て世帯等臨時特別支援給付金事業で8,771万3,000円です。

次に、変更であります。6款 農林水産業費、1項 農業費、事業名、強

い農業・担い手づくり総合支援事業で、変更後を599万9,000円にするものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9ページの目 環境衛生費、塵芥処理費、それから農業振興のところで補正の、決算のほん近くになってきたわけですが、その理由を簡単に説明いただきたいと思います。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 担当といたしまして、まず、3款の環境衛生費、それと、次の塵芥処理費につきましては、広域行政組合からの決算の報告がございまして、その分につきましては増額と減額でございます。

○宮崎議長 産業課長。

○西村産業課長 農業費の関係で強い農業・担い手づくり総合支援補助金ですが、これは、経営拡大を計画する担い手さん、農業団体さんが農業機械等の購入に対する国の補助金です。国の補助金の方が補正予算対応ということで、さきの3月補正予算（第8号）の方で560万余りの予算を可決いただいたんですが、計上漏れがございまして、35万円増額をさせていただいたということでございます。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第29号は可決されました。

ここでお諮りします。

今議会での議決に伴い、条項、字句、数字その他の整理が必要となった場合、会議規則第45条の規定により、議決の結果、生じた字句、数字その他

の整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

次に、日程第19 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

野瀬町長。

○野瀬町長 令和4年甲良町議会3月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は3月7日の開会から本日23日まで17日間の会期で、行政から提出いたしました議案は、本日、追加で提出いたしました令和3年度一般会計補正予算(第9号)を含め、25件でありました。

予算決算常任委員会に付託されました令和3年度一般会計補正予算(第8号)と令和4年度一般会計・特別会計・企業会計の7つの新年度予算につきまして、慎重に審議いただきました。本日、採決に付されました議案についてそれぞれ議決をいただき、ありがとうございました。

発議第2号は、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例が提案され、可決されました。現行制度に高校生世代が加えられ、いわゆる18歳ま

での医療費が無料化となりました。

発議第3号は、議案第11号 甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例に対する修正動議が提出をされ、議案第11号で行政から支給対象年齢を100歳のみとする見直し案を提案したところではありますが、満年齢88歳と100歳を祝い金の対象とする修正案が可決されました。

議案第13号 和解につき議決を求めることについては、裁判所の判決によって決定されました損害賠償金が甲良町に損害を与えたため、自主的な申出により当該金額を補填する議案を提出しましたが、否決をされました。

発議第4号は、議案第22号 令和4年度甲良町一般会計予算に対する修正動議で、町長の提案の予算に対して10事業、2,915万円を増額する修正案が可決されました。そして、発議第4号を除く議案第22号が可決されました。

これら議決決定されました令和4年度の当初予算につきまして、議員からの意見、提案をふまえて、事務遅延を来さないよう努めてまいり所存であります。いずれにしても、財政脆弱下での財政運営に変わりはありませんので、行政が主体的に行財政運営の改善に向けた取組を推進しなければなりません。

議会には2月4日に財政危機宣言（案）について表明をいたしました。本日をもって定例議会が終了いたします。既に申し上げておりましたとおり、町民の皆様は速やかに甲良町の財政危機宣言について発出していかなければならないと考えております。同時に、しっかりと行財政運営の取組を進めなければならないと決意しているところであります。

17日間の会期にわたりまして、ご審議、また適切な議決をいただきましたことに対しましてお礼を申し上げ、3月定例会の閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○宮崎議長 これをもって、令和4年3月甲良町議会定例会を閉会します。

(午前11時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 建 部 孝 夫